

# 神田小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

したがって、本校では、これらの基本的な考えを基に教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。また、児童の保護者、地域の方、児童相談センター等の関係者との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するよう努める。

## 2 いじめ防止対策組織

### (1) 組織等について

- ・いじめの防止や対応を実効的なものとするために、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置する。
- ・その構成員は、「校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター」で構成し、必要に応じて、「スクールカウンセラー・医師などの外部の専門機関や専門家」も含めて開催する。
- ・原則として学期1回を定例会とする。また、いじめ事案が発生した場合に開催し、必要に応じた適切なメンバーで構成する。なお、毎月行われる職員会議の後に情報交換会を実施する。

### (2) 「いじめ・不登校・虐待対策委員会」の役割

#### ア いじめ事案への対応

さ し す せ そ

【最悪を思い、慎重かつ素早く、誠意をもって、組織的に対応する】

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、いじめとして対応すべき事案か否かの判断
- ・いじめと判断した場合については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的な対応。必要に応じて、スクールカウンセラー・医師などの外部の専門機関や

専門家と連携した対応

- ・被害児童・保護者のケアや支援
- ・加害児童・保護者への指導や支援、助言
- ・問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）に向けた指導・支援体制の組織化

イ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・いじめ防止への意識の高揚、防止策の検討・事後指導
- ・児童アンケート結果や評価結果をもとに状況を確認・検証
- ・教職員評価の課題項目等への検討
- ・学校評価の評価項目等の検討

ウ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初め職員会議等での、「学校いじめ防止基本方針」の周知
- ・児童アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討
- ・職員会議等での情報交換や報告による共通理解を図った上での取組や実践の充実
- ・学校評価と教職員評価を活かすための共通理解

エ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通じて、取組状況や評価結果の情報発信

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組【いじめを生まない学級経営・学校経営】

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学年づくりを進める。
- ・児童の活動や努力を認め、楽しく分かる授業の展開や自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動や交流活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。保護者も参加する機会をもつ。
- ・教職員の校内研修を計画的に実施する。年度初めには、「学校いじめ防止基本方針」をもとに、「生徒指導リーフ」等の資料を活用して共通理解を図る研修会を実施する。
- ・児童が、自発的自主的にいじめについて考え行動していじめをなくす取組を、児童会を中心に計画的に行う。

(2) いじめの早期発見の取組【学級担任は「いじめの防波堤」】

- ・いじめアンケートや教育相談を定期的実施（原則として学期に1回、年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
  - ・児童が相談しやすい相談体制を整備する。スクールカウンセラーとの連携や関係諸機関の相談窓口の周知を図る。
- (3) いじめに対する早期対応【いじめ撲滅！みんなで解決！！】
- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。
  - ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
  - ・加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
  - ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
  - ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。
  - ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを図る。

#### **4 重大事態（生命・心身・財産の被害、相当な期間欠席を余儀なくされる場合）への対応**

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに大府市教育委員会に報告する。
- ・大府市教育委員会の指導を受け、その判断のもと、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者へ必要な情報を適切に提供する。
- ・調査結果を大府市教育委員会に報告し、調査結果をふまえた必要な措置と再発防止のための対策を講じる。

#### **5 学校の取組に対する検証・見直し**

- ・PDC Aサイクルによる見直しを行い、実効性のある取組となるよう努める。
- ・学校評価（自己評価、学校関係者評価）によって取組を検証し、取組を改善する。

#### **6 その他**

- ・実態把握、対策協議、事例研究等の推進やいじめ防止に関する校内研修を実施し、問題の解決と教職員の資質向上に努める。
- ・「学校いじめ基本方針」は、年度はじめに保護者へ周知する。また、保護者懇談会
- ・家庭訪問・学年だより・ホームページ等を通して、随時、指導の方針を地域や保護者に伝え、協力を仰ぐことができるよう関係づくりを進める。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。